

専門医共通講習・皮膚科領域講習 申請の手引き／運営マニュアル

2025 年 10 月 1 日改定

日本皮膚科学会事務局

目次

- 1 専門医共通講習，皮膚科領域講習とは・・・p. 1～3
- 2 申請のための手続き，運営方法の概要・・・p. 3～4
- 3 講習会検討時の注意点・・・・・・・・・・・・・・p. 5
- 4 その他，Q & A・・・・・・・・・・・・・・p. 6

1. 専門医共通講習・皮膚科領域講習とは・・・

2018 年度から開始となった機構認定専門医制度では、更新に必要な単位として従来のように学会に参加することで得る参加単位でなく、すべての基本領域専門医が共通して聴講する医療安全・感染対策・医療倫理等の専門医共通講習と各領域が定める領域別講習（皮膚科では皮膚科領域講習）の聴講証明が主に求められます。

※更新に必要な単位の内訳は次のとおり。これらの項目の合計で 50 単位を取得する。

項目	取得単位
i) 診療実績の証明	最大 10 単位
ii) 専門医共通講習	最小 3 単位, 最大 10 単位 (共通講習必修 A 各 3 単位は必修講習)
iii) 皮膚科領域講習	最小 20 単位
iv) 学術業績・診療以外の活動実績	最大 10 単位 (取得方法によっては最大 20 単位まで)

1-1. 専門医共通講習について

■すべての基本領域専門医が共通して聴講する講習です。具体的には以下のとおりです。

- | | | |
|----------------|----------|-----------|
| 1. 医療安全 | 2. 感染対策 | 3. 医療倫理 |
| 4. 医療制度と法律 | 5. 地域医療 | 6. 医療福祉制度 |
| 7. 医療経済(保険医療等) | 8. 両立支援 | |
| 9. 臨床研究・臨床試験 | 10. 災害医療 | |

＊機構の基準改定に伴う修正です。

専門医資格を更新する場合、5 年間の認定期間のうち 1～3 の講習会は 1 回以上聴講する必要があります（必修項目）。

4～8 も一部の先生は必修となる予定ですが、現在日本専門医機構からの通達待ちです。詳細が決まり次第お知らせします。

1-2. 皮膚科領域講習について

■皮膚科領域専門医が最新の知識や技能を身につけるために、聴講する講習です。具体的には以下のとおりです。なお、いずれの形式においても本会に申請し、担当委員会にて承認されたものに限りします。

1. 皮膚科専門医委員会が指定する学術集会における教育講演，講習会，特別講演，シンポジウム，ワークショップ，指導医講習会。

2. 皮膚科専門医委員会が指定する学術集会におけるその他の形式の講演.
3. 皮膚科専門医委員会が指定する学術集会における共催セミナー.
4. 日本皮膚科学会の総会, 支部学術大会, 地方会で開催する一般演題. なお, 一般演題の聴講は半日 (連続した 2 時間以上) につき 1 単位として認める.
5. 皮膚科専門医委員会が指定する学術集会における実習型の講習会は半日 (1 時間以上) につき 1 単位として認める.
6. 日本皮膚科学会主催の教育講習会

1-3. 単位数について

- 受講者: 60 分の講演をすると専門医共通または, 皮膚科領域講習 (一般演題, 実習型の講習を除く) の単位が 1 単位付与されます.
例) 120 分講習を聴講した場合, 2 単位付与となります.
- 演 者: 60 分の講演を行うと皮膚科領域講習 (一般演題を除く) または, 専門医共通講習の単位が 2 単位付与されます. ※講師が 2 人で 30 分ずつ講演した場合は, それぞれに 1 単位となります.
例) 120 分の講演のうち 60 分講演し 60 分聴講した場合は, 3 単位 (2 単位+1 単位) 付与となります.
- 座 長: 皮膚科領域講習, 専門医共通講習の単位としてではなく, 「学術業績・診療以外の活動実績」として 1 単位の申請が可能です.

1-4. 単位が付与される条件について

- ・受講者が単位を取得するには, それぞれの教育講演等の聴講履歴を取得する必要があります.
- ・そのため, 教育講演や講習会を開催する会場の出入り口に受付端末を設置します. 受講者はそれぞれの教育講演の受付時間 (講演時間とは異なります) に当該端末に付属する IC カードリーダーに日本皮膚科学会の会員証をかざし, 聴講履歴を取得します.
- ・受付時間を過ぎた後に受付端末に会員証をかざしても聴講履歴を取得することができません.
- ・途中退席 (お手洗い等の一時退席を除く) をした場合, 聴講単位が認められないことがあります.

■受講者管理

- ・各会場の受付は、日本皮膚科学会の会員証で入場を管理します。関連学会には会員証を忘れた方へ、「仮会員証」をご用意しますので、そちらを利用し聴講履歴を取得してもらうようにしてください。
- ・「仮会員証」は、使用終了後、学会本部に返却するようにご案内ください。会員証の返却がない場合、聴講単位は認められません。なお、「仮会員証」を紛失した場合には、再発行手数料（1,100 円）の支払いを以って聴講手続きが終了、単位取得となります。

2. 申請のための手続き、運営方法の概要とは・・・

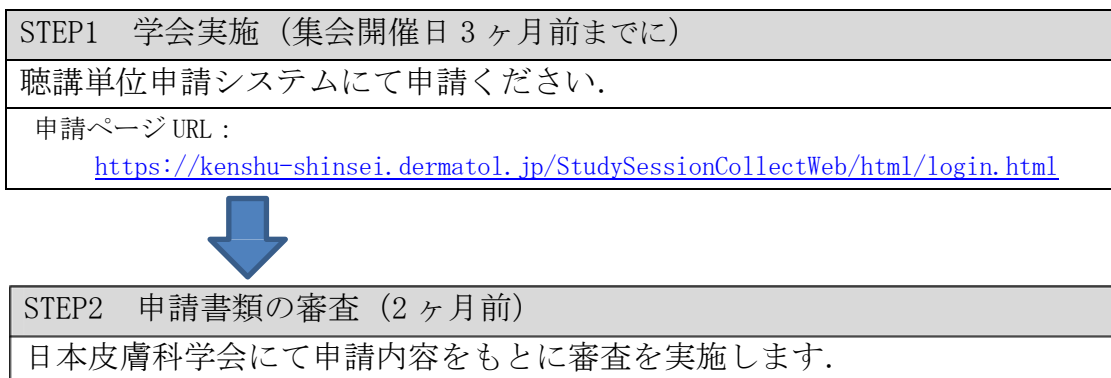
- ・申請が承認された主催学会様は、本学会の運営マニュアルに従って、運営をお願いします。
- ・運営マニュアルを遵守できない場合、日本専門医機構から単位を付与されない可能性がありますのでご注意ください。また、入場管理等の運営方法は、本学会の入場管理ソフトを使用していただくことになります。
- ・入場管理ソフトやカードリーダー等は本学会から貸与します。
- ・運営（会社または事務局）側で、端末用の電源や机等の会場備品をご準備ください。また、必要に応じて誘導スタッフ等もご手配ください。

2-1. 申請の手続きについて

- ・次ページの流れに従い、申請してください。集会の申請を受付けましたら、「申請を受付けました」という旨の自動配信メールが送信されますので、メールのご確認をお願いします。

申請内容については日皮会事務局にて確認のうえ、不備等ありましたら別途ご連絡します。

2-2. 申請から講習会実施、終了後の手続きのフロー



STEP3 審査結果の通知 (1.5ヶ月前～1ヶ月前)
審査結果を通知します。
単位付与が認められた場合、受付に必要となる資材 (受付ソフトウェア、IC カードリーダー及び仮会員証等) をお送りします。 <u>※関連学会のみ</u> (日本皮膚科学会地方会は既に配布済み) お送りした資材は到着次第確認をお願いします。
参加者への周知のため、抄録や HP に「どの演題が聴講単位となるか」を明示していただく必要があります。そのため、お早めのお手続きをお願いします。



STEP4 受付資材の確認 (0.5ヶ月前)
お送りした資材 (ソフトウェアと IC カードリーダー等) の確認をお願いします。不具合があった場合は、適宜お知らせください。



STEP5 各会場の受付を実施(学会当日)
学会を実施し、単位付与認定された各講演の受付を行っていただきます。



STEP6 受付データの提出 (学会終了後)
受付データと一緒に抄録、またはプログラムを日本皮膚科学会に提出してください。
日本皮膚科学会の会員データベースに反映します。



STEP7 事後処理 学会終了後 (関連学会)
受付に使用した IC カードリーダー、仮会員証を日本皮膚科学会に返送してください。また、受付ソフトのアンインストールを実施してください。

3. 講習会検討時の注意点

■プログラム企画にあたって

- ・単位付与については、講演開始から終了まで聴講する必要があります。
- ・聴講履歴取得のために原則として、講演終了後の退場を促してください。
- ・スムーズな受講者の入れ替えのためにも講演と講演の間を 15 分程度あけていただくことが望ましいと考えます。
- ・受付は、日本皮膚科学会の会員証で行いますので、会員証を必ず持参するよう学会 HP やプログラム集等で案内してください。また、関連学会につきましては当日、会員証を持参しなかった方には、仮会員証を渡してください。なお、その際にはご本人確認（免許証）を行い、名刺等をいただくうえで、仮会員証を渡してください。渡した仮会員証を回収できなかった場合、主催学会が回収手続きを行ってください。仮会員証が未回収となった場合、仮会員証の再発行手数料として主催学会宛に 1,100 円を請求いたします。

■会場前の入室管理について

- ・講演会場の入室の際に日本皮膚科学会会員証を受付端末にかざします。
- ・入室記録情報に基づき、後日単位付与を確定します。例えば、同時間帯で開催する教育講演にそれぞれ聴講履歴があったとしても、どちらか一方のみしか認められません。
- ・会場数、会場仕様に合わせてスタッフを主催学会様で手配ください。

■その他

- ・単位申請は集会開催日の 3 か月前までに行ってください。
オンラインシステムですので例外的な対応はできません。
- ・その他、気になる点等は日本専門医機構のホームページや本会のホームページの情報等をご確認ください。

Q & Aについて

Q. 皮膚科領域講習として申請可能な内容は、どのようなものでしょうか？

A. 皮膚科領域講習は「皮膚科領域の医師として必要な知識や技能を身につけるのに必要な講習」として妥当と認められたものが対象です。具体的には、研修カリキュラムに記載されている 35 の疾患群に該当する内容、皮膚科の診断技能に該当する内容（医療面接技能，発疹学，病理学），皮膚科学的検査法（プリックテスト，MED 測定，ダーモスコピー等），治療技能（スキンケア，理学療法，手術療法等）または，それらに深く関わる内容であることが求められます。なお，35 の疾患群は次のとおりです。それ以外の「診断技能」や「皮膚科学的検査法」等の詳細は，皮膚科研修カリキュラムをご覧ください。

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 湿疹・皮膚炎 | 19 褥瘡 |
| 2 紅皮症 | 20 色素異常症 |
| 3 蕁麻疹 | 21 母斑と母斑症 |
| 4 痒疹 | 22 その他の遺伝性皮膚疾患 |
| 5 掻痒症 | 23 上皮性腫瘍・神経系腫瘍 |
| 6 薬疹 | 24 間葉系腫瘍 |
| 7 血管・リンパ管の疾患 | 25 リンパ腫と類症 |
| 8 紅斑症 | 26 メラノサイト系腫瘍 |
| 9 角化症 | 27 ウイルス感染症 |
| 10 炎症性角化症と膿疱症 | 28 細菌感染症 |
| 11 水疱症 | 29 真菌感染症 |
| 12 膠原病および類症 | 30 抗酸菌感染症 |
| 13 代謝異常症 | 31 性感染症（STI） |
| 14 軟部組織（皮下脂肪組織・筋肉）疾患 | 32 動物性皮膚症・寄生虫症 |
| 15 肉芽腫症 | 33 付属器疾患（汗器官・脂腺・毛髪・爪） |
| 16 太陽光線による皮膚障害 | 34 粘膜疾患 |
| 17 物理・化学的皮膚障害 | 35 全身疾患に伴う皮膚症状 |
| 18 皮膚潰瘍 | |